

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、  
休む日  
が翌日  
の翌日  
たる日  
の翌日)

## 目次

◇告 示 町等の区域の変更等(二件) (地方課)

## 告示

### 鳥取県告示第九百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止し、当該区域をもって別図二に示す町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更、字の区域の廃止並びに町の区域の新設は、平成元年十一月一日からその効力を生ずる。

平成元年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町  
の名称

旗ヶ崎一丁目

同上の区域の境界線(昭和六十三年十二月一日現在の地番等による。道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は二線の端を結ぶ直線とする。)

旗ヶ崎字石灰山五五五の六と五五五の二〇、五五五の一八、五五五の一九、五五五の九、五五五の一七、五五五の八、五五五の一、五五五の七の各筆が接する線

花園町六二の四、六二の三、六〇の二、五八の二、五七の二の各筆と六二の二、六二、六〇、五八の三、五七の三の各筆が接する線

花園町四五の三と接する水路の東側線が四五の二と交わる点と五二の七と五二の接する線が四五の二に交わる点とを結ぶ線

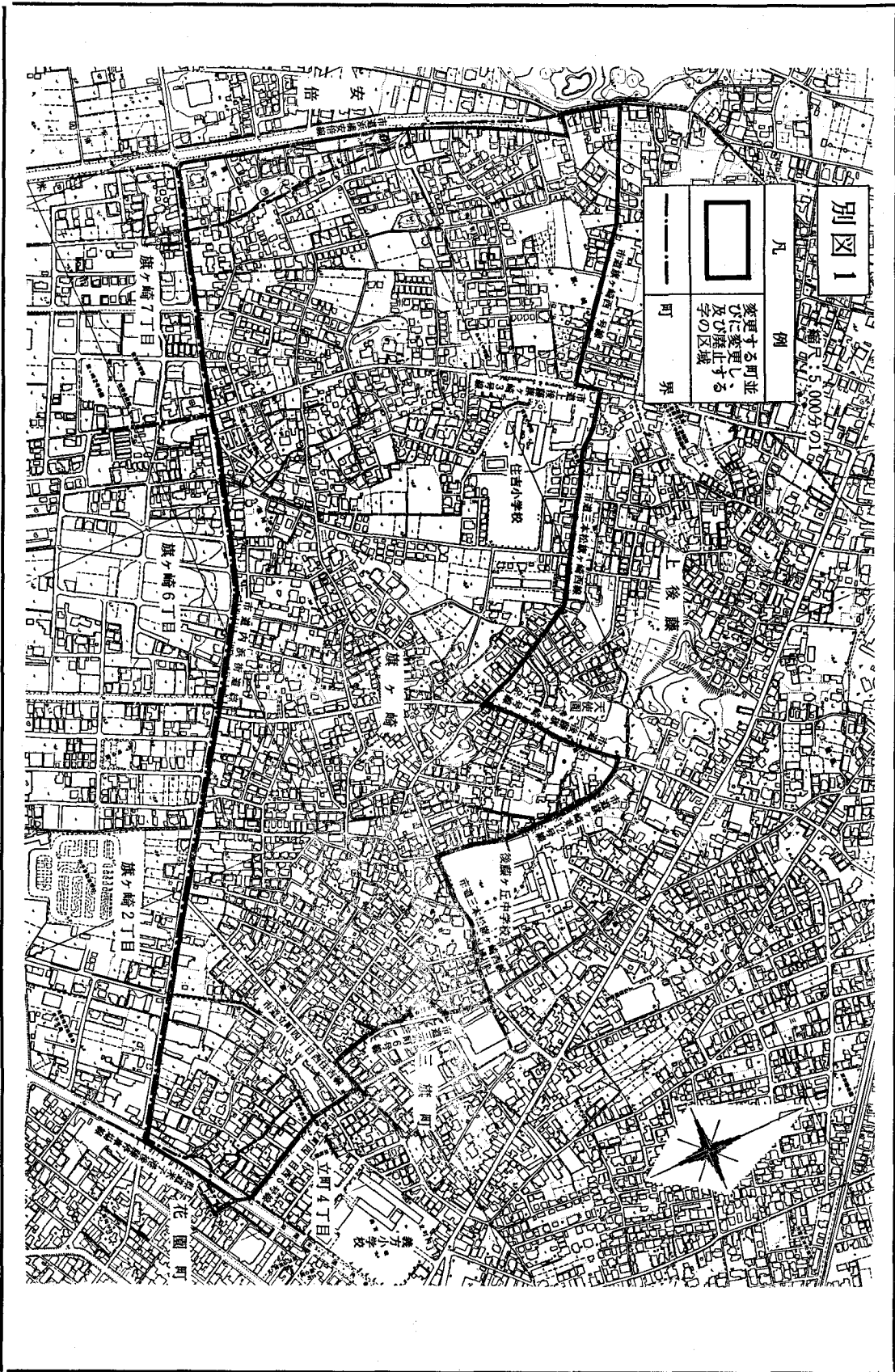
花園町五二の七、五三の四、五四の七、五五の四の各筆と五二、五三の二、五四の三、五五の三の各筆が接する線  
花園町五五の三、五六、五六の四の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ五 五五二の一〇、五五二の一四、五五二の四、五五二の一、五五二の一五、五五〇の二、五五〇の一、五四六の四、五四五の一、五四五の一八、五四五の四、五四四の一、五四三の一、五三六の一の各筆と五五二の六、五五二の五、五五二の四、五五〇の四、五四六の三、五四五の三、五四四の三、五四三の三、五四二の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ五 五三六の一と接する旗ヶ崎字荒神西灘の境界線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ五 五三六の一と接する水路の南側線  
旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ五 五三五の一、五三五の四、五三五の五の各筆と五三五の三が接する線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ四 五二四の四、五三三の五、五三一の一、五三一の一四、五三一の一五、五三一の五、五一九の一、五一八の一、五一七の一〇、五一七の六、五一七の一三、五一七の八の各筆と五三三の四、五三一の四、五一九の四、五一八の四、五一七の四の各筆が接する線



別図1

縮尺 1:5,000分の1

凡

例



変更する町並及び区画区域

町界

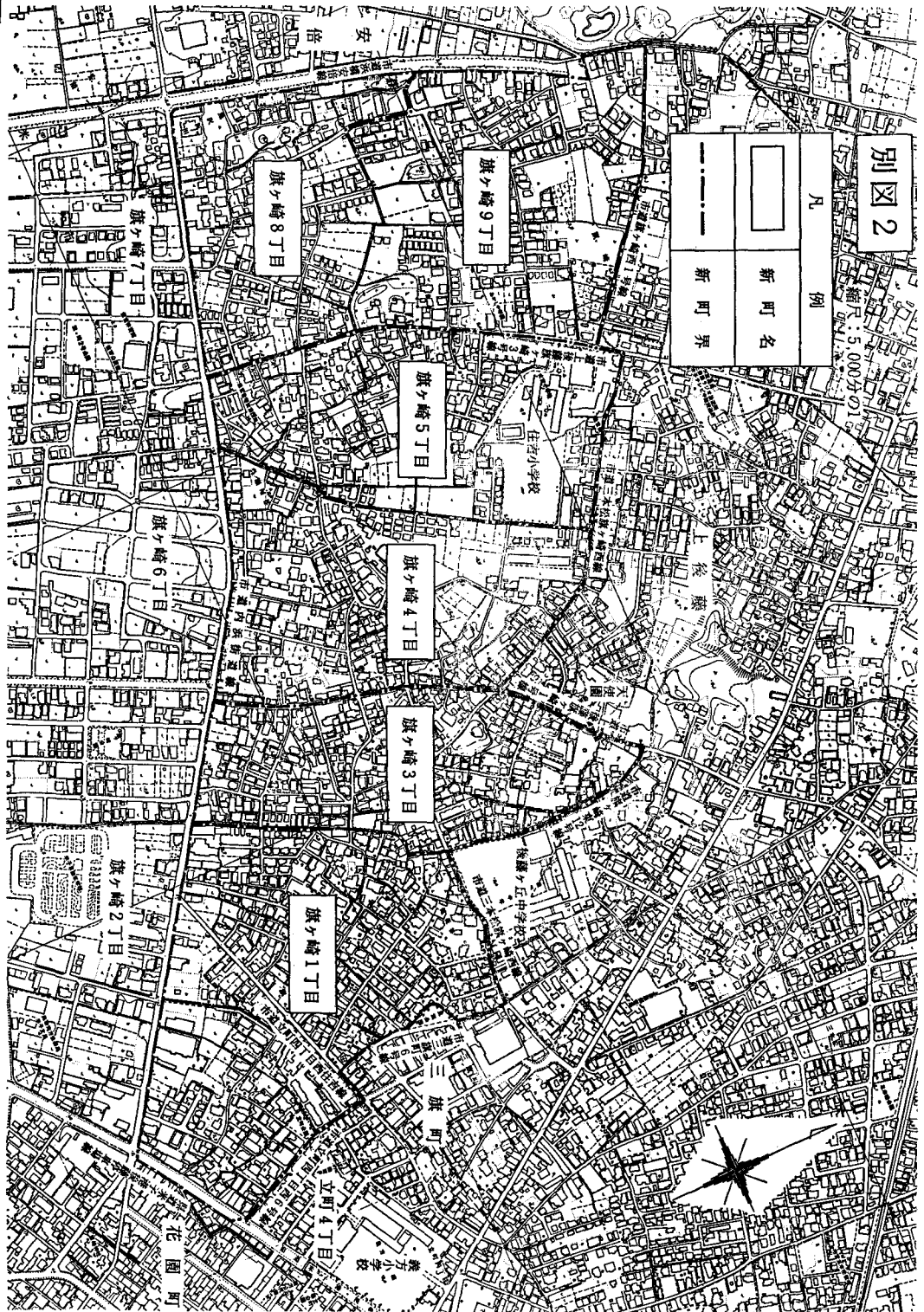


別図2

凡 例

	新町名
	新町界

縮尺 1:5,000(2/5)



旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ三 四八二の一五、四八二の二二、四八二の一四、四八二の一三、四八二の九、四八二の八、四八二の六、四八二の一、四八二の九、四八〇の一の各筆と四八四の四、四八三の四、四八二の四、四八一の四、四八〇の四の各筆が接する線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ三 四八〇の一、四九三の二、四九五の四、四九五の五、四九五の一、四九五の六、四九五の二、四九五の三の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ三 四九六の二、四九六の一の各筆と接する水路の東側線

旗ヶ崎字長者谷六八〇の二と接する旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ武の境界線

旗ヶ崎字山屋敷六七七、六七六、六七五の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字長者谷七〇四の一と接する道路の東側線

旗ヶ崎字長者谷七〇四の一と七〇四の二が接する線

旗ヶ崎字山屋敷六七三の二と接する道路の南側線

旗ヶ崎字山屋敷六七三の二、六四五の八、六四五の七、六四五の五、六四五の一〇、六四五の一の各筆と六四五の二、六四五の一二の各筆が接する線

旗ヶ崎字山屋敷六四四の二と六四四の一二が接する線

旗ヶ崎字山屋敷六四四の二、六四四の五、六四四の六、六四四の七、六四四の八、六四四の九、六四三の四、六四三の五、六四三の一、六三九、六四〇の五、六三四の一の各筆と六四四の四、六四二の四、六四二の三、六四三の三、六四〇の七、六四〇の四、六三四の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字山屋敷六三三の二と接する上後藤字不明谷の境界線

旗ヶ崎字不明山跡六二九の一〇と接する上後藤字不明谷の境界線

旗ヶ崎字不明山跡六二九の一七、六二九の二、六二九の三〇、六二八の六、六二八の一三、六二八の八、六二八の一七、六二八の九の各筆と六二九の一〇、六二九の一四、六二九の

二八の七の各筆が接する線

三旗町四二と一の八が接する線

三旗町四二、四一の一、四〇の各筆と四三、四一の二、三九の四、三八の各筆が接する線

旗ヶ崎字不明山跡六二七の三、六二九の六、六二六の五、六二〇の八の各筆と三旗町三八、三四、三五の各筆が接する線

三旗町三六と三五が接する線

旗ヶ崎字不明山跡六二一の四、六二二の一、六二五の四の各筆と三旗町三五、三四の各筆が接する線

三旗町二八と三四が接する線

旗ヶ崎字不明山下タ五九七の四、五九八の三、五九五の三、五九四の三の各筆と三旗町三四、二一、二五、一の各筆が接する線

旗ヶ崎字不明山下タ五九四の二と接する三旗町の境界線

旗ヶ崎字健花谷西五七九の四、五七九の二〇、五七九の九の各筆と接する旗ヶ崎字不明山下タの境界線

旗ヶ崎字健花谷西五八一の二と接する道路の東側線

立町四丁目二六二の一と接する二八〇の西側線及び南西側線

立町四丁目二六二の一と接する二九三の北西側線及び西側線

立町四丁目二六二の一と二九四の二、二九四の各筆が接する線

立町四丁目二六二の一と接する二九五の西側線及び南西側線

立町四丁目二六二の一と接する二九五の南西側線と南側線

立町四丁目二六二の一と二六二の一と接する三〇二の北側線と北西側線

立町四丁目二六二の一と接する三〇二の北西側線及び西側線

旗ヶ崎三丁目

線

立町四丁目二六二の一と三〇三、三〇三の二、三〇四の各筆が接する線  
旗ヶ崎字石灰山五五五の六と接する花園町の西側境界線

上後藤字半内沖一七一の一五と一七一の四が接する線  
上後藤字半内前一六五の五、一六三の三五、一六三の三三、一六二の七、一六二の九の各筆と一六五の四、一六三の三四、一六三の二二、一六二の二二、一六二の二一、一六二の二の各筆が接する線

上後藤字半内前一六二の四と接する道路の東側線  
上後藤字半内前一六二の八と一六二の四が接する線  
上後藤字半内前一五三の五と一五三の一、一五三の六の各筆が接する線

上後藤字半内前一五三の五と一五三の六の接する線が一五三の四に交わる点と旗ヶ崎字長者開ノ巷七一七の二と七〇八の接する線が上後藤字半内前一五三の二に交わる点とを結ぶ線

旗ヶ崎字長者開ノ巷七一七の二、七一八の三、七一七の五の各筆と七〇八が接する線

旗ヶ崎字長者開ノ巷七一六、七〇八の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字山屋敷六四四の四と接する旗ヶ崎字長者開ノ巷の境界線

旗ヶ崎字山屋敷六四四の四と接する旗ヶ崎字長者谷の境界線

旗ヶ崎字山屋敷六四四の四と接する道路の北側線

旗ヶ崎字山屋敷六四四の二と六四四の四が接する線

旗ヶ崎字山屋敷六四四の二と六四四の二が接する線  
旗ヶ崎字山屋敷六四五の二、六四五の二の各筆と六四五の一、六四五の一〇、六四五の五、六四五の七、六四五の八、六七三の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字山屋敷六七三の二と接する道路の南側線

旗ヶ崎字長者谷七〇四の二と接する旗ヶ崎字山屋敷の西側境界線

旗ヶ崎字長者谷七〇四の二と七〇四の一が接する線  
旗ヶ崎字山屋敷六七五、六七六、六七七の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字長者谷六八〇の二と接する旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ武の境界線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ武 四九六の一、四九六の二の各筆と接する水路の東側線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ武 四九五の三、四九五の二、四九五の六、四九五の一、四九五の五、四九五の四、四九三の二、四八〇の一の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ武 四八〇の四と接する道路の南側線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ武四七九の三、四七八の三、四七七の三、四七七の一〇、四七七の一、四七七の六、四七六の七、四七六の三、四七二の七、四七二の一、四七五の一、四七五の五、四七二の八、四七二の九、四七三の七、四七三の五、四七三の二の各筆と四七九の四、四七八の二、四七七の四、四七六の四、四七六の六、四七五の九、四七五の八、四七三の六、四七三の三の各筆が接する線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ巷四五〇の一、四五一の一の各筆と四五〇の四、四五一の八、四五一の七の各筆が接する線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ巷四五一の一、四五二の一、四五二の三〇、四五二の一四、四五二の二九、四五二の一三、四五二の一〇、四五二の九、四五二の二八、四五五の五、四五五の六、四五五の四、四五七の七、四五七の三の各筆と四五五の一の九、四五二の二五、四五二の二四、四五二の二三、四五二の二二、四五二の二一、四五五の二二、四五五の二四、四五五の二三、四五七の一、四五七の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字小林新田七八二の七、七八二の二一、七八二の二二、七八二の二の各筆と七八二の一八が接する線

旗ヶ崎字小林新田七八二の一五、七八二の一三、七八二の

旗ヶ崎四丁目

三、七八二の二〇、七七五の一、七七五の七の各筆と七八二の五、七八二の一九、七七五の九、七七五の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字小林屋敷東七六五の九と接する旗ヶ崎字小林新田の境界線

旗ヶ崎字小林屋敷東七六五の一、七六五の一〇、七六五の四、七六五の五、七六五の二七、七六五の二三、七六五の二六、七六五の二、七五六の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字小林屋敷東七六四、七五七、七六一の一三、七六一の一、七六一の一四、七六一の一、七六一の九の各筆と七六四の三、七六四の五、七六四の四、七五七の二、七六一の一七、七六一の五、七六二の二、七六二の四、七六一の四の各筆が接する線

旗ヶ崎字長者開ノ式七四四の二と接する道路の東側線

旗ヶ崎字長者開ノ式七四四の一、七四四の一三、七四四の三、七四四の八、七四四の九、七四四の一〇、七四四の一、七四七の一、七四六の五、七四六の一、七三八の一、七三八の三の各筆と七四四の四、七四八の二、七四七の二、七四六の四、七四六の二、七三八の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字長者開ノ式七三九の二と接する水路の西側線

旗ヶ崎字半内沖一七一の八、一七一の一六、一七一の一五の各筆と一七一の三が接する線

旗ヶ崎字長者開ノ式七四四の一、七四四の二の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字小林屋敷東七六一の四、七六二の四、七六二の二、七六一の五、七六一の一七、七五七の二、七六四の四、七六四の五、七六四の三の各筆と七六一の九、七六一の一、七六一の一四、七六一の一、七六一の一三、七五七、七六四の各筆が接する線

旗ヶ崎字小林屋敷東七五六の二、七六五の二、七六五の二六、七六五の二三、七六五の二七、七六五の一九、七六五

の九の各筆と七五六の四、七六五の一、七六五の五、七六五の四、七六五の一〇、七六五の一の各筆が接する線

旗ヶ崎字小林屋敷東七六五の九と接する旗ヶ崎字小林新田の境界線

旗ヶ崎字小林新田七七五の二、七七五の九、七八二の一九、七八二の五の各筆と七七五の七、七七五の一、七八二の二〇、七八二の三、七八二の一三、七八二の一五の各筆が接する線

旗ヶ崎字小林新田七八二の一八と接する道路の南側線

旗ヶ崎字小林新田七八二の一八と七八二の二、七八二の二二、七八二の二一、七八二の七の各筆が接する線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ苅四五七の一〇、四五七の一、四五五の二三、四五五の二四、四五五の二二、四五五の二一、四五二の二二、四五二の二三、四五二の二四、四五二の二五、四五二の二六、四五五の五、四五二の二八、四五二の一〇、四五二の一三、四五二の二九、四五二の一四、四五二の三〇、四五二の一、四五二の一の各筆が接する線

旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ苅四五七の九、四五七の六、四五二の六、四五二の一九、四五二の四の各筆と四五二の七、四五二の一〇、四五二の三二、四五二の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字柿ノ木谷四四一の一〇、四四一の四、四四一の六の各筆と四四一の八、四四一の九の各筆が接する線

旗ヶ崎字柿ノ木谷四四一の一、四三七の六の各筆と四四一の七、四三七の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字柿ノ木谷四三一の七、四三一の三の各筆と四三七の九、四三七の一〇、四三一の一〇、四三一の九の各筆が接する線

旗ヶ崎字柿ノ木谷四三〇の六と接する旗ヶ崎字中央の境界線

旗ヶ崎字柿ノ木谷四三〇の六と接する道路の南側線

旗ヶ崎字拾苅牧谷と旗ヶ崎字中央との境界線

旗ヶ崎字荒神屋敷下夕四一四の三と接する水路の南側線

旗ヶ崎五丁目

旗ヶ崎字荒神屋敷下タ四一四の三、四一四の五、四一三の三、四〇七の五の各筆と四一四の四、四一三の五、四〇七の二三の各筆が接する線

旗ヶ崎字荒神屋敷下タ四〇七の五と接する道路の東側線

旗ヶ崎字面谷開と旗ヶ崎字呉服谷屋敷との境界線

旗ヶ崎字小林開九三八の一と接する南側水路の南側線

旗ヶ崎字小林開九三八の一、九三八の二、九三八の七、九三六の八、九三六の四、九三五の二、九三五の一、九三三の二、九三三の一の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字手貝山谷ノ式と旗ヶ崎字調練場西との境界線

旗ヶ崎字調練場跡八九七の一、八九八の三、八九八の二の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字手貝山谷ノ式八八一の三と八八一の八、八八〇の二、八八〇の三、八八〇の一の各筆が接する線

旗ヶ崎字手貝山谷ノ式八七一の四、八七〇の二、八六七の二、八六四の二、八六三の二の各筆と八七一の一、八七一の七、八七一の六、八七一の五、八七一の二、八七一の三、八七〇の三、八七〇の一、八六七の一、八六四の三、八六四の六、八六四の一〇、八六四の四、八六四の五、八六四の八、八六三の一、八六三の三、八六三の五の各筆が接する線

旗ヶ崎字長者開ノ式七四四の四と接する道路の北側線

旗ヶ崎字調練場跡八九八の二、八九八の三、八九七の一の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字調練場西と旗ヶ崎字手貝山谷ノ式との境界線

旗ヶ崎字小林開九三三の一、九三三の二、九三五の一、九三五の二、九三六の四、九三六の八、九三八の七、九三八の二、九三八の一の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字小林開九三八の一と接する水路の南側線

旗ヶ崎字呉服谷屋敷と旗ヶ崎字面谷開との境界線

旗ヶ崎字拾老牧谷四〇七の五と接する道路の東側線

旗ヶ崎字荒神屋敷下タ四〇五の一、四〇四の一、四〇四の

九、四〇一の五、四〇一の一、四〇〇の三、四〇〇の五の各筆と四〇五の四、四〇四の八、四〇一の三、四〇一の四、四〇〇の八、四〇〇の六、四〇〇の七の各筆が接する線

旗ヶ崎字荒神屋敷下タ三九九の三、三九八の三の各筆と接する旗ヶ崎字呉服谷屋敷の境界線

旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六五の一、九六五の四、九六五の五の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六五の五、九六一の四、九六一の六、九六一の二の各筆と九六六の四が接する線

旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六六の四と接する北側道路の南側線

旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六六の三と接する東側道路の西側線

旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六七、九六八の各筆と九六七の三、九六八の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字屋敷谷西一一二の一、一一二の四の各筆と一一二の三が接する線

旗ヶ崎字屋敷谷西一一二の五、一一二の二、一一一八の二、一一二〇の一、一一二〇の四の各筆と一一二の四、一一一八の五、一一一九の一、一一二〇の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字呉服屋敷東屋敷一〇一八の四と一〇一八の一、一〇一八の各筆が接する線

旗ヶ崎字呉服屋敷東屋敷一〇一九の二、一〇一九、一〇二四の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字調練場山西一〇二五、一〇二六、一〇二八の一、一〇二九の一、一〇二九の七、一〇二九の五、一〇二九の三、一〇二九の二、一〇三二の八、一〇三二の二、一〇三二の九の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字調練場山西一〇三二の九、一〇三三の一、一〇三三の五、一〇三四の二、一〇三五の一、一〇三六の二、一〇三五の六、一〇三五の三、一〇三七の三、一〇三八の一の各筆と一〇三三の二、一〇三五の二、一〇三七の二、一〇三八の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字赤江屋敷一〇六七の一、一〇七三の五、一〇七三

旗ヶ崎八丁目

の四の各筆と一〇六七の二、一〇七三の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字赤江屋谷一〇七三の四、一〇七三の一六、一〇七三の一七、一〇七三の三、一〇七三の九の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字赤江屋谷一〇七三の九、一〇七三の七、一〇六九の二の各筆と一〇七三の八、一〇七三の一、一〇六九の六、一〇六九の三、一〇六九の四、一〇六九の五の各筆が接する線

旗ヶ崎字調練場跡九一七の四、九一六の七の各筆と九一七の六、九一七の五、九一七の八、九一七の一〇、九一七の二、九一六の五、九一六の一四の各筆が接する線

旗ヶ崎字調練場跡九一六の一四と接する道路の南側線  
旗ヶ崎字調練場跡九一六の一三と接する水路の南側線

旗ヶ崎字調練場跡九一六の四、八九八の二の各筆と九一六の一三、九一六の三、八九九の三、八九九の六、八九九の五、八九九の四、八九九の二、八九九の七、八九九の一の各筆が接する線

旗ヶ崎字調練場跡八九八の二と接する道路の北側線  
旗ヶ崎字手貝山谷ノ苅八八一の二と接する南側水路の北側線

旗ヶ崎字屋敷谷西一一二〇の二、一一一九の一、一一一八の五、一一二二の四の各筆と一一二〇の四、一一二〇の一、一一一八の二、一一二二の二、一一二二の五の各筆が接する線

旗ヶ崎字屋敷谷西一一二一の三と一一二一の四、一一二一の各筆が接する線

旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六八の二、九六七の三の各筆と九六八、九六七の各筆が接する線

旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六六の三と接する東側道路の西側線  
旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六六の四と接する北側道路の南側線  
旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六六の四と九六一の二、九六一の六、

九六一の四、九六五の五の各筆が接する線  
旗ヶ崎字呉服谷屋敷九六五の五、九六五の四、九六五の一の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字荒神森西三八六の二と接する水路の北側線  
旗ヶ崎字荒神森西三八六の二と接する道路の南側線

旗ヶ崎字荒神森西三八六の三、三八六の四、三八六の一、三八七の一、三八八の一、三九一の三、三八九の五、三八九の三の各筆と三八六の二、三八七の二、三八八の三、三九二の四、三九二の三、三九一の四、三九〇の四、三八九の四の各筆が接する線

旗ヶ崎字粟島境三六六の六、三六八の五、三六九の三、三七〇の一五、三七〇の一六、三七〇の一七、三七〇の一八、三七一の一、三七二の一の各筆と三六六の四、三六七の四、三六八の四、三六九の四、三七〇の七、三七〇の六、三七一の四、三七二の四の各筆が接する線

旗ヶ崎字粟島境三七二の四と接する水路の南側線  
旗ヶ崎字粟島境三七三の一三、三七三の一の各筆と三七三の四が接する線

安倍字荒神森九〇の一、九〇の一〇、九〇の六、九〇の九、九〇の三、九二の一、九二の三、九二の四、九五の三、九五の一の各筆と九〇の二、九二の二、九五の二の各筆が接する線

安倍字荒神森九五の一、九五の一〇、九五の九、九五の八、九五の七、九五の六、九五の五、九五の四、九六の三の各筆と九六の四、九六の五の各筆が接する線

安倍字荒神森八三の三、八三の四、八三の一、八三の五の各筆と八五の二、八三の二の各筆が接する線

安倍字荒神森八一の一、八一の二、八〇の一、八〇の二、七四の一、七四の七、七四の六、七五の六の各筆と八一の五、八一の四、八〇の四、八〇の五、七四の五、七五の一四の各筆が接する線

安倍字荒神森七五の六と七五の一四の接する線が七五の一三に交わる点と七五の一と七五の一八の接する線が六七の



四に交わる点とを結ぶ線  
安倍字荒神森七五の一、七五の一五の各筆と七五の一八が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷西一九一の五と接する安倍字荒神森の道路の北側線

安倍字荒神森七六の八、七六の四の各筆と七六の三が接する線

旗ヶ崎字熊澤山屋敷二五九の二と一一五九の三が接する線

旗ヶ崎字熊澤開一六〇の二、一一六一の二の各筆と一一六〇の三、一一六一の三の各筆が接する線

旗ヶ崎字熊澤開一一六二の七、一一六二の六、一一六二の五、一一六三の二、一一六三の四の各筆と接する水路の東側線

旗ヶ崎字熊澤開一一六三の四、一一六四の二、一一六四の一、一一六五の一、一一六七の一、一一六八、一一六九の一、一一六九の二の各筆と接する旗ヶ崎字熊澤山屋敷の境界線

旗ヶ崎字熊澤開一一七四の四、一一七四の五、一一七五の三の各筆と接する旗ヶ崎字熊澤山屋敷の境界線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一〇一の一〇、一一〇一の一三の各筆と接する道路の北側線及び東側線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一〇一の九、一一〇三の七、一一〇三の六、一一〇四の二の各筆と一一〇一の二、一一〇一の一〇、一一〇一の八、一一〇三の五、一一〇三の一、一一〇四の一の各筆が接する線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一一七の三と一一一七の一が接する線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一一七の一と接する道路の北側線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一一七の二と一一一七の一が接する線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一一五の四、一一一五の三の各筆と一一一五の一、一一一五の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字赤江屋谷一〇七三の四と接する道路の東側線

旗ヶ崎字赤江屋谷一〇七三の二、一〇六七の二の各筆と一〇七三の四、一〇七三の五、一〇六七の一の各筆が接する線

旗ヶ崎九丁目

旗ヶ崎字呉服屋東屋敷一〇一八の一、一〇一八の各筆と接する道路の北側線

旗ヶ崎字赤江屋谷一〇七三の四と接する道路の東側線

旗ヶ崎字赤江屋谷一〇七三の二、一〇六七の二の各筆と一〇七三の四、一〇七三の五、一〇六七の一の各筆が接する線

旗ヶ崎字調練場山西一〇三八の二、一〇三七の二、一〇三五の二、一〇三三の二の各筆と一〇三八の一、一〇三七の三、一〇三五の三、一〇三五の六、一〇三六の二、一〇三五の一、一〇三四の二、一〇三三の五、一〇三三の一、一〇三二の九の各筆が接する線

旗ヶ崎字調練場山西一〇三二の二、一〇三二の八、一〇二九の二、一〇二九の三、一〇二九の五、一〇二九の七、一〇二九の一、一〇二八の一、一〇二六、一〇二五の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字呉服屋東屋敷一〇二四、一〇一九、一〇一九の二、一〇一八の四の各筆と接する道路の東側線

旗ヶ崎字呉服屋東屋敷一〇一八、一〇一八の一の各筆と一〇一八の四が接する線

旗ヶ崎字呉服屋東屋敷一〇一八、一〇一八の一の各筆と接する南側道路の北側線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一一五の二、一一一五の一の各筆と一一一五の三、一一一五の四の各筆が接する線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一一七の一と一一一七の二が接する線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一一七の一と接する道路の北側線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一一七の一と一一一七の三が接する線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一一〇四の一、一一〇三の一、一一〇三の五、一一〇一の八、一一〇一の二、一一〇一の一三の各筆と一一〇四の二、一一〇三の六、一一〇三の七、一一〇一の九の各筆が接する線

旗ヶ崎字呉服屋開ノ式一〇一の一三と接する道路の東側線及び北側線

旗ヶ崎字熊澤開一七五の三、一一七四の五、一一七四の四の各筆と接する旗ヶ崎字熊澤山屋敷の境界線

旗ヶ崎字熊澤開一六九の二、一一六九の一、一一六八、一一六七の一、一一六五の一、一一六四の一、一一六四の二、一一六三の四の各筆と接する旗ヶ崎字熊澤山屋敷の境界線

旗ヶ崎字熊澤開一一六三の四、一一六三の二、一一六二の五、一一六二の六、一一六二の七の各筆と接する水路の東側線

旗ヶ崎字熊澤開一一六一の三、一一六〇の三の各筆と一一六一の二、一一六〇の二の各筆が接する線

旗ヶ崎字熊澤山屋敷一一五九の三と一一五九の二が接する線

安倍字荒神森七六の三と七六の四、七六の八の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷西一一九一の五と接する安倍字荒神森の道路の北側線

旗ヶ崎字長瀬谷西一一九一の五、一一九一の一、一一九一の六、一一九一の三、一一九一の四の各筆と一一九一の七、一一九一の九、一一九一の一〇、一一九一の八の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷西一一九一の四、一一九三の二の各筆と接する安倍字荒神森北の境界線

旗ヶ崎字長瀬谷西一一九三の二、一一九三の九、一一九三の八、一一九三の七、一一九三の八、一一九三の三、一一九三の七、一一九八の二、一一九八の一、一一九八の二、一一九八の一〇、一一九八の三、一一九八の九、一一九九の一〇の各筆と一一九三の二、一一九三の三、一一九三の一四、一一九九の二、一一九九の一、一一九九の二、一一九八の五、一一九八の一五、一一九九の一五、一一九九の一四の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇〇の三、一二〇〇の四、一二〇〇の一、一二〇〇の二、一二〇〇の五、一二〇〇の六、一二〇〇の七、一二〇〇の八、一二〇〇の九、一二〇〇の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇〇の六、一二〇〇の七、一二〇〇の八、一二〇〇の九、一二〇〇の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇一の二、一二〇一の三、一二〇一の四、一二〇一の七の各筆と接する安倍字一番川大頭の境界線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇二の二、一二〇二の三、一二〇二の四、一二〇二の五、一二〇二の六、一二〇二の七、一二〇二の八、一二〇二の九、一二〇二の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇三の三、一二〇三の四、一二〇三の五、一二〇三の六、一二〇三の七、一二〇三の八、一二〇三の九、一二〇三の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇四の四、一二〇四の五、一二〇四の六、一二〇四の七、一二〇四の八、一二〇四の九、一二〇四の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇五の五、一二〇五の六、一二〇五の七、一二〇五の八、一二〇五の九、一二〇五の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇六の六、一二〇六の七、一二〇六の八、一二〇六の九、一二〇六の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇七の七、一二〇七の八、一二〇七の九、一二〇七の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇八の八、一二〇八の九、一二〇八の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二〇九の九、一二〇九の一〇の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二一〇の一〇、一二一〇の一の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二一一の一、一二一一の二、一二一一の三、一二一一の四の各筆が接する線

旗ヶ崎字長瀬谷二二一二の二、一二一二の三、一二一二の四、一二一二の五の各筆が接する線

区域を変更する町の名称

花園町、立町四丁目、三旗町、旗ヶ崎、上後藤、安倍

区域を変更する  
字の名称

旗ヶ崎字石灰山、旗ヶ崎字健花谷西、旗ヶ崎字不明山跡、  
旗ヶ崎字山屋敷、旗ヶ崎字長者開ノ巻、旗ヶ崎字長者開ノ  
式、旗ヶ崎字手貝山谷ノ巻、旗ヶ崎字調練場跡、旗ヶ崎字  
赤江屋谷、旗ヶ崎字呉服屋開村境、旗ヶ崎字長瀬谷西、旗  
ヶ崎字長瀬谷、上後藤字半内前、上後藤字半内沖、安倍字  
荒神森

廃止する字の  
名称

旗ヶ崎字栗島境、旗ヶ崎字荒神森西、旗ヶ崎字荒神屋敷下  
タ、旗ヶ崎字拾巻牧谷、旗ヶ崎字柿ノ木谷、旗ヶ崎字旗ヶ  
崎ノ巻、旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ式、旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ三、旗ヶ  
崎字旗ヶ崎ノ四、旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ五、旗ヶ崎字健花谷、  
旗ヶ崎字不明山下タ、旗ヶ崎字長者谷、旗ヶ崎字小林屋敷  
東、旗ヶ崎字小林新田、旗ヶ崎字面谷開、旗ヶ崎字小林屋  
敷、旗ヶ崎字小林谷、旗ヶ崎字手貝山ノ式、旗ヶ崎字調練  
場西、旗ヶ崎字小林開、旗ヶ崎字呉服谷屋敷、旗ヶ崎字呉  
服屋東屋敷、旗ヶ崎字調練場山西、旗ヶ崎字呉服屋開ノ巻、  
旗ヶ崎字呉服屋開ノ式、旗ヶ崎字屋敷谷西、旗ヶ崎字熊澤  
山屋敷、旗ヶ崎字熊澤開、旗ヶ崎字長瀬谷南

鳥取県告示第九百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定  
に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の  
区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。  
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、平成元年十一月一  
日からその効力を生ずる。

平成元年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
町及び字の名称

同上の区域（昭和六十三年十二月一日現在の地番による。）  
花園町の全域  
旗ヶ崎字石灰山五五五の七から五五五の二二まで、五五五  
の一七から五五五の二〇まで

花園町

安倍字荒神森

安倍字荒神森の全域  
旗ヶ崎字長瀬谷西一九一の七、一九一の九

安倍字荒神森北

安倍字荒神森北の全域  
旗ヶ崎字長瀬谷西一九一の八、一九一の一〇、一九  
三の二二から一九三の二四まで、一九八の五、一九  
八の一五、一九九の一一から一九九の一五まで  
旗ヶ崎字長瀬谷二二〇の六から二二〇の九まで、二二  
〇の一八

安倍字一番川大  
頭

安倍字一番川大頭の全域  
旗ヶ崎字長瀬谷二二〇の四、二二〇の六及びこれらと  
一体をなす国有地

旗ヶ崎字長瀬谷

旗ヶ崎字長瀬谷のうち二二〇の六から二二〇の九まで、  
二二〇の一八、二二〇の四、二二〇の六及びこれらと  
一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の  
名称

旗ヶ崎字石灰山、旗ヶ崎字長瀬谷西